

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2024 年 8 月

王子グリーンリソース株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 方法書についての説明会の開催	2
3. 方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、当社は環境影響評価方法書(以下、「方法書」と言う。)についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を縦覧に供した。

(1) 公告の日

2024年6月11日(火)

(2) 公告の方法

2024年6月11日(火)付で、以下の日刊新聞紙に「公告文」を掲載した。(別紙1参照)

- ・北海道新聞 朝刊25面
- ・日刊宗谷 朝刊3面

また、以下のホームページにおいて、2024年6月11日(火)より、方法書を作成した旨その他事項を掲載した。(別紙2参照)

- ・王子グリーンリソース株式会社 ホームページ
- ・北海道 ホームページ
- ・稚内市 ホームページ

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す5箇所にて縦覧を実施した。

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課(北海道稚内市末広4丁目2-27)
- ・稚内市役所 企画総務部エネルギー対策課(北海道稚内市中央3丁目13番15号)
- ・稚内市役所 宗谷支所(北海道稚内市大字宗谷村字宗谷)
- ・稚内市役所 沼川支所(北海道稚内市大字声間村字沼川)
- ・稚内市立図書館(北海道稚内市大黒4丁目1-1)

また、以下のホームページにおいて電子縦覧を実施した。

- ・王子グリーンリソース株式会社 ホームページ

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：2024年6月11日(火)～2024年7月10日(水)まで
- ※ 縦覧時間は各施設の開庁・開館時間に準じた。
- ※ 電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧場所における縦覧者名簿記名者数は、1名であった。

※ 縦覧者名簿への記名は、任意である。

2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の二の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

2024年6月25日(火) 18時30分～20時00分

(2) 開催場所

稚内市生涯学習総合支援センター(風～るわっかない)(北海道稚内市富岡1丁目1-2)

(3) 来場者数

6名

3. 方法書についての意見の提出

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2024年6月11日(火)～2024年7月24日(水)まで

※郵送の受付は、当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

方法書についての環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。

① 王子グリーンリソース株式会社への書面の郵送

② 方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、5通であった。

第2章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、5通26件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要とそれに対する事業者の見解は、表1に示すとおりである。

表1 方法書についての意見の概要とそれに対する事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1-1	耐用年数経過後の現況復帰は環境省の第6次プランに業者の責任と明記されています。 環境保全のため、途中の災害や事故時に直に対応できる対策を台風・土砂崩れ・火災時など具体的な設備と部隊準備、費用の積立を含め実施して下さい。	耐用年数経過後については、事業者としては建替えにより事業を継続したいと考えております。なお、耐用年数経過後の建替え又は撤去、原状復旧に必要な費用は、事業計画において資金を確保するよう計画しており、事業者が責任をもって負担します。 また、風力発電機設置位置は自社グループの所有地を基本としていますので、事業終了後は法令に基づき事業者が責任をもって適切に撤去し、原状復旧等の内容についても検討します。 事業期間中における台風や土砂崩れなどの災害については、事業者の責任で対応することとなりますが、まずはそういった災害にも対応できる十分な強度を持った構造・工法を採用し、建設後にはメンテナンスを適切に行います。 また、ナセルの火災についても、万が一火災が発生した場合には事業者の責任で対応することとなりますが、そのような事故が起きないように十分に注意したいと考えます。
1-2	オイル漏れについてはナセル部から地上より簡単に操作しオイルを地下タンクに退避できるよう設計を見直して下さい。	風力発電機のオイル漏れは、ナセル部のギアが収まるボックスの破損等により、ギアボックス内のオイルが漏れ出すことで生じるものとなります。現在では、ギアボックスの強度を上げた設計が取り入れられているほか、ナセル内にオイルパンを設けることで、万が一、ギアボックスに破損が生じた場合にも、オイルをパンで受け止めることで、ナセルからのオイル漏れを防ぐ工夫がなされています。本事業においても、このようなオイル漏れ対策が施された風力発電機を使用する予定です。
1-3	この地方は樺太よりの渡りのルート上であり鷺類のバードストライクが沢山報告されています。 具体的な対策を必ず取って下さい。	今後、方法書にお示しした調査手法により現地調査を実施し、海ワシ類の渡りの状況の把握に努めます。バードストライクに対する環境保全措置については、今後の調査及び予測の結果に基づき、影響の内容やその程度を踏まえた上で検討することとなります。検討の結果を踏まえ実施することとした環境保全措置については、準備書においてお示しします。
2-1	①環境保全のための処置がなんら明記されていない 例>予算、対策部隊	環境保全措置については、今後の調査及び予測の結果に基づき、影響の内容やその程度を踏まえた上で検討することとなります。検討の結果を踏まえ実施することとした環境保全措置については、準備書においてお示しします。
2-2	②建造物風車の破損対策がない 例>ブレード・ナセル	風力発電機の構造は耐震性・耐雷性など建造物として十分な強度をもっています。また、その強度を維持できるように適切にメンテナンスを行います。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2-3	③バードストライク対策皆無	環境保全措置については、今後の調査及び予測の結果に基づき、影響の内容やその程度を踏まえた上で検討することとなります。バードストライクに対する環境保全措置も、同様の考え方で検討を進めてまいります。検討の結果を踏まえ実施することとした環境保全措置については、準備書においてお示しします。
2-4	④自然哺乳類・家畜に対する騒音対策	風力発電機から発生する騒音が家畜を含む哺乳類に与える影響については、研究・知見等も不十分な状況にあるものと承知しており、国が定める各種のガイドライン、手引き等においても調査・予測・評価手法は確立しておりません。今後も引き続き、最新の知見等の情報収集に努めます。
2-5	地域並びに道内諸団体、道民とともにこのプロジェクトに反対していく。	今後も環境影響評価手続きや説明会を通じて住民の皆様への丁寧な説明に努め、本事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。
3-1	本計画は絶滅危惧種の魚類“イトウ”の産卵河川（タツニウシナイ川）が近接する立地条件であり、タツナラシ山を水源とする支流は本種が生息する声間川及びタツニウシナイ川に流入する。声間川は河川改修された面積が広く生息環境が悪化、加えてダム等の影響で産卵河川も著しく減少した状態である。2021年の夏季には記録的な少雨・高気温により河川の渇水、水温上昇が発生し魚類の大量死が確認され、翌年の春にはイトウの産卵数の大幅な減少も確認されているため声間川に生息するイトウの現状は昨今の気候変動も影響しさらに危機的な状態に瀕している。 本計画はタツナラシ山を水源とする小支流の水量変動、水位低下、水温上昇等の変化が生じる可能性が高く魚類生息に対する影響が懸念される。 今年5月に本計画地に隣接するタツニウシナイ川でイトウの産卵床を60個以上、イトウの成魚8匹、産卵・生息場所として利用されていることを確認している。タツニウシナイ川は水道水源のダムの貯水・取水により、ダム下流の水位が極端に低下するため、タツナラシ山と周辺山地を水源とする小支流からの河川水供給はイトウの再生産に重要である。 タツニウシナイ川ではサケマスの産卵、カワヤツメ、カワシンジュガイの生息も確認されている。 声間川の各産卵河川で孵化したイトウ稚魚や幼魚は本流等に流入する小支流や排水路等を利用し、夏季本流の水温上昇時は流入河川の冷水供給等、が重要であることが研究者によって報告されているためタツナラシ山から声間川本流に流入する小支流の環境維持は声間川のイトウ保全にとって重要である。	タツニウシナイ川における魚類等の生息情報をご提供いただき、ありがとうございます。本地域が「環境省レッドリスト2020」（2020年、環境省）及び「北海道レッドリスト【魚類編】改訂版（2018年）」（2018年、北海道）において絶滅危惧IB類とされているイトウの生息地であること、また、タツニウシナイ川では2024年にも60箇所以上の産卵場が確認されていること、承知しました。また、イトウ稚魚や幼魚にとって、タツナラシ山から声間川本流に流入する小支流が重要であると考えられること、承知いたしました。 今後、方法書にお示しした調査手法により、現地調査を実施する考えですが、方法書における魚類の調査地点は、文献その他の資料により確認された河川に設定したものととなります。そのため、今後、現地において文献その他の資料にはない小支流等を確認した場合には、適宜、調査地点を追加することで、事業による影響を適切に予測できるよう配慮します。 また、事業計画の検討に当たっては調査及び予測の結果を踏まえ、可能な限り河川及び沢筋の改変を回避する、水源かん養機能に留意し伐採面積を縮小化する、濁水対策として沈砂池を設ける、流量の変化を抑えるため排水方向に留意する等の環境保全措置を検討し、本事業による影響を実行可能な範囲で回避又は低減できるよう努めます。
3-2	本計画は晩秋から初冬に多くの猛禽類が採餌場として利用する増幌川に隣接する。また白鳥が飛来する稚内市大沼から猿払村の湖沼群、浜頓別町のラムサール条約登録湿地のクッチャロ湖等へ移動する鳥類への影響が懸念される。 周辺山地を含め道北地域はすでに風力発電計画が過密状態であるため、風車設置個所の連続性による影響が大きい。	ご意見いただいたとおり、増幌川では、遡上してくるサケの採餌のために特に海ワシ類が越冬期に利用すると認識しています。このため、方法書にお示ししたとおり、増幌川付近にRP01を設定しました。また、越冬期（11月～4月）の調査時に、3日間の調査において日の出前1時間を含む8時間、正午を中心とした前後4時間の8時間、日没後1時間を含む8時間を調査時間とする

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
		ことで、罫（ねぐら）の出入りを確認することとしました。 また、文献その他の資料調査により、対象事業実施区域及びその周囲において、ハクチョウ類の渡り及び集結地が確認されています。このため、方法書にお示ししたとおり、鳥類（渡り鳥）調査の調査時期はハクチョウ類の渡り時期も踏まえて設定し、調査地点は大沼と対象事業実施区域との行き来が確認できるよう大沼付近に MP05 を設定しました。 なお、これらの調査手法は、方法書にお示しした専門家等へのヒアリング結果も踏まえ検討したものです。 今後、鳥類への影響についてこれらの手法で調査を実施し、予測及び評価を行います。また、予測結果を踏まえて環境保全措置を検討し、本事業による影響を実行可能な範囲で回避又は低減できるよう努めます。なお、鳥類への影響については、方法書にお示ししたとおり累積的な影響についても予測及び評価を行う考えです。
3-3	周辺山地を含め道北地域はすでに風力発電計画が過密状態であるため、景観への影響が大きい。	景観については、今後フォトモンタージュにより予測を行います。予測に当たっては、周辺の計画中の風力発電事業の情報収集に努め、その情報に基づき累積的な影響についても予測を行います。なお、現地調査時に稼働中（建設済み）の風力発電事業は、撮影した写真内に写り込むこととなりますので、稼働中の風力発電事業がある状態を踏まえたフォトモンタージュを作成することとなります。 予測した結果は準備書や説明会においてお示しすることで、丁寧な説明に努める考えです。
3-4	王子 HD では猿払川流域においてイトウ生息環境の保全のために社有林内に環境保全区を設置し、河畔林、森林等の保全に取り組んでいる。そのような取り組みの中でイトウ保護団体や有識者からの助言は容易な環境であると考えられるが、配慮書、方法書にはイトウを含む魚類の保全や、先に挙げたイトウの産卵河川の存在等が取り上げられていない。	ご認識のとおり、当社の親会社である王子ホールディングス株式会社は、北海道猿払村にある王子ホールディングス株式会社猿払社有林とその河川域に生息するイトウの保全を目的に、現地保護団体、行政、研究者らと共同で 2009 年に「猿払イトウ保全協議会」を設立し、保護活動を続けています。本事業においても、このような取り組みを念頭に置きながら事業の検討を進めます。 なお、頂いたご意見も踏まえ、現地調査に当たり魚類に係る専門家等へのヒアリングを実施します。
3-5	先に挙げた環境、景観、鳥類、魚介類の影響を文献、聞き取り、現地調査を実施し、低減及び回避の方法を具体的に示してください。	今後、文献その他の資料については最新の知見の収集に努めるとともに、聞き取りや現地調査を適切に実施します。実施した調査及び予測の結果に基づき、影響の内容やその程度を踏まえた上で環境保全措置を検討し、事業による影響の回避又は低減に努めます。検討の結果を踏まえ実施することとした環境保全措置については、準備書においてお示しします。
4-1	対象事業実施区域は水源涵養保安林に指定された公益性のある森林であることから、以下の通り要望します。 ■アクセス道路 Google Map で周辺の風力発電所の衛星写真を見ることができます。樺岡ウィンドファーム、天北ウィンドファーム、川西ウィンドファームなどです。これらを見てまず思うのは、このような高	準備書において、事業の実施に伴う伐採範囲をお示しします。 供用期間終了後については、事業者としては建替えにより事業を継続したいと考えております。 なお、建替え又は撤去、原状復旧に必要な費用は、事業計画において資金を確保するよう計画しており、事業者が責任をもって負担します。 また、風力発電機設置位置は自社グループの所有地を基本としていますので、事業終了後は法令

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	規格の道路が必要なのか、また、これらを維持するにはどれだけのコストが必要なのかということです。幅員は8m以上あり、谷筋は盛土によって渡されています。路肩の排水溝や沈砂池は設けられているようですが、これらの人工物は大雨や地震のたびに傷みますから、継続的な保守が必要です。供用中は、定期的に見回りが行われ、必要に応じて補修されることと思います。しかし、供用期間が終了した後は、誰かどのように保守するのでしょうか。稜線をこのように大規模に改変してしまえば、もとの森林に戻すことは可能であるとしても、かなり長期間に渡り、排水設備の保守と森林に戻す作業を同時に行うことが必要です。そのコストは誰が負担するのでしょうか。また、能登半島地震の際に見られたように、大規模な地震が起きれば、盛土が崩壊して、復旧に時間とお金がかかります。 準備書以降では、アクセス道路及び風車ヤードについて、以下の事項を明らかにしてください。 1) 伐採範囲 2) 供用期間終了後の現状復帰の形態 3) 現状復帰までの保守管理責任者及びコスト負担者	に基づき事業者が責任をもって適切に撤去し、原状復旧等の内容についても検討します。
5-1	■環境影響評価図書の縦覧 ・周知方法 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、関係機関のホームページ上で掲載されていますが、依然、住民の認知度は低いまです。このため、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係者の協力を得て、より多くの人に周知すべきです。	方法書の縦覧及び住民説明会については、日刊新聞紙（日刊宗谷・北海道新聞）、事業者ホームページのほか、北海道庁ホームページ、稚内市役所ホームページにおいてもお知らせを掲載していただきました。 また、方法書段階においては、対象事業実施区域に近接する地域の住民の方を対象とした説明会を行うことで、認知度の向上に努めました。 今後も住民の皆様のご理解を得られるよう、自治体等とも相談しながら、より多くの人に周知することができるよう努めます。
5-2	■環境影響評価図書の縦覧 ・閲覧方法 貴社の環境影響評価図書はダウンロードや印刷ができません。数百ページの図書を縦覧場所、またはパソコン等で閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。環境影響評価書の手続きまでインターネットで縦覧可能になったことは望ましいことですが、評価書の手続き後のインターネットで縦覧可能にすべきです。加えて、地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能とし、随時インターネットでダウンロード、印刷を可能にすべきです。地域住民との合意形成を図るには、環境影響評価手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠で、その情報をいつでも誰もが利用可能なことが重要です。	電子縦覧は、評価書手続きの終了を一区切りとして終了することを予定しています。なお、環境省図書館に寄贈した環境影響評価図書については、評価書手続き終了後も閲覧可能です。ただし、第三者による図書の流用防止や無断複製等の著作権保護のため、ダウンロード及び印刷は不可としています。
5-3	■騒音 施設の稼働による騒音による影響を評価するために、事業地域の北東部および南部の施設に最も近い住宅付近に調査地点を追加すべきです。	調査地点は、調査地域を代表する環境騒音が把握できる地点として、現地の状況を確認したうえで住宅設備の機器の作動音や牧場の機械稼働音、自動車の走行音、川の水flow音などの特定の発生源の影響をあまり受けない地点を設定しました。この考え方にに基づき調査地点を検討した結果、西側の樺岡地区、東側の上声間地区で各1地点ずつの他、増幌地区内において本事業の北側で稼働中の

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
		風力発電機から発生する音が届いている可能性のある1地点を設定しました。 なお、調査地点は3地点としていますが、予測に当たっては、調査地点を基本としつつ、騒音に係る環境影響を的確に予測できる地点を適宜設定する考えですので、必ずしも調査地点のみで予測を行うわけではありません。
5-4	■水質 森林と比較して保水力が低い尾根上の施設周辺や連絡道路から降雨時に周辺の沢へ流量や土砂流出の増加が懸念されます。周辺の沢はイトウ・サクラマス・サケなどの産卵河川となっている可能性があり、影響が懸念されるため、これらの魚類の産卵期・稚魚の降下時期のそれぞれ平水時・降雨時に水質・流量調査を行うべきです。また、水量が増加する春の雪解け期（4月上・中旬）にも調査すべきです。流域の尾根上に施設があり影響が懸念されるため、タツニウシュナイ川も調査地点に追加すべきです。魚類への影響が懸念されるため、水質調査項目はSSだけでなく、最低限pH、DO、BODを追加すべきです。	水質（水の濁り）に係る調査時期については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（2024年2月、経済産業省）において、「平水時は平均的なSS（浮遊物質量）の状況が把握できる適切な時期に行う。」とされている点を踏まえ、天候を考慮して調査を実施します。 なお、頂いたご意見は、魚類への影響を予測するための水質調査という観点であると認識します。ご意見も踏まえ、本地域がイトウ等の生息地であり、対象事業実施区域から流下する小支流もイトウ等の産卵・稚魚の生息環境として利用されている可能性があることを踏まえ、現地調査に当たり専門家等へのヒアリングを行い、具体的な調査時期の検討や、pH等の水質調査の実施について検討するようにいたします。
5-5	■鳥類 ・一般鳥類 フクロウ類などの夜行性鳥類の生息状況を把握するために、春季から夏季にかけて夜間調査を追加実施すべきです。	フクロウ類などの夜行性鳥類については、主に鳴き声で確認を行うこととなります。これらの種は繁殖期の日没後頃に比較的良く声を出しますので、特に繁殖期の任意調査時においてそのような時間帯まで調査を実施することで、その存在を確認できるものと考えています。
5-6	・ガン、ハクチョウ類 計画地域の周辺では2024年春のガン・ハクチョウ類の渡りの最盛期は4/17から4/24にかけて確認されました。5月上旬を含めてより長期間の調査が実施されることが望ましいですが、調査時期を8日間限定するのであれば、上記期間を中心に調査することが望ましいです。2023年秋のオオヒシクイの渡りの最盛期は9月中旬、下旬、マガンの渡りの最盛期は9月下旬・10月中旬、ハクチョウ類の渡りの最盛期は10月中旬でしたので、これらの事例を踏まえて調査時期を設定するのが望ましいです。	ガン・ハクチョウ類の渡り時期の情報をご提供いただき、ありがとうございます。 方法書にも記載したとおり、専門家等へのヒアリングの結果を踏まえ、春の渡りは4月中下旬及び5月上旬に4日間の調査を2回、秋の渡りは9月上旬から10月上旬に3日間の調査を4回実施する計画としていました。 ご提供頂きました情報も踏まえ、春の調査については特に4月中下旬を中心に実施することを、秋の調査については10月中旬も含めて実施することを検討させていただきます。
5-7	・オジロワシ、オオワシ 増幌川やタツニウシュナイ川には初冬及び早春には多くのオジロワシ・オオワシが渡りの中継地として利用しますので、これらの鳥類の生息状況を重点的に調査すべきです。	本地域における越冬期の海ワシ類の情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 増幌川周辺については、鳥類（希少猛禽類）定点調査において、調査地点RP01より確認することとしています。タツニウシュナイ川沿いは、川沿いの道路が除雪されておらず積雪期の立ち入りは困難な状況ですが、RP02及びRP05において対象事業実施区域とタツニウシュナイ川との移動の確認ができるため、これらの地点からタツニウシュナイ川周辺を利用する海ワシ類の対象事業実施区域における飛翔状況の把握に努める考えです。 なお、増幌川及びタツニウシュナイ川は対象事業実施区域外であるため、直接改変による影響は想定されません。そのため、これらの河川を越冬期における餌場として利用している場合を想定した場合には、対象事業実施区域内における埴（ねぐら）の有無及びその位置、埴から餌場への往来時における対象事業実施区域上空における

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
		飛翔状況を把握することが重要であると考えます。よって、これらの情報を把握するため、方法書に記載のとおり、越冬期（11月～4月）においては、3日間の調査における各日の調査時間を日の出前1時間を含む8時間、正午を中心とした8時間、日没後1時間を含む8時間とすることで、日中における餌場等の利用状況のほか、対象事業実施区域内における埒の状況や、埒への出入り時の飛翔経路等を確認することとしています。
5-8	■魚類 イトウ、サケ、サクラマスなど淵に潜む魚類の生息状況を確実に把握するために、電気ショッカーによる調査を追加すべきです。加えて、産卵状況や稚魚を把握するために、これらの魚類の産卵期・稚魚の降下時期に調査をすべきです。調査地点は施設稼働による水質への影響が懸念されるタツニウシュナイ川を調査地点に追加すべきです。	電気ショッカーは、生息する魚類への影響が大きいことから、使用しない想定です。調査地点は増幌川、タツニウシュナイ川及び声間川に流下する小支流が主であるため、目視及び捕獲調査により魚類相の概略は把握できるものと考えています。方法書における魚類の調査地点は、文献その他の資料により確認された河川に設定したものととなります。そのため、今後、現地において文献その他の資料にはない小支流等を確認した場合には、適宜、調査地点を追加することで、事業による影響を適切に予測できるよう配慮します。タツニウシュナイ川本川への調査地点の追加についても、検討します。 また、調査時期についても、ご意見も参考に、設定させていただきます。
5-9	■光害 施設の光によって誘引される可能性があるもので、投光器等を使用して夜間に、夜行性の鳥類、コウモリ類、昆虫類の誘引状況を調査すべきです。	夜間に渡りを行う鳥類の一部や走光性昆虫類が夜間の強い明り等に集まる可能性があること、また、昆虫類を餌とするコウモリ類が走光性昆虫類に誘引されて集まる可能性があること、承知しています。 しかしながら、一般的な事業と同様、本事業では、仮設の工事事務所等は夜間には消灯する考えであり、風力発電機の本セル上に航空法に基づく航空障害灯を設置することは想定されますが、夜間に強い明りを用いることは想定していません。 よって、施設の光への夜行性の鳥類、コウモリ類、昆虫類の誘引状況の調査の実施は、予定していません。
5-10	■景観 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは相応しくありません。この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は評価しないという判断基準は、ブレードが回転する範囲が球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平見込み角を評価基準とすべきです。また風車の景観的評価は人の考え方に大きく依存することが明らかになっています。自然保護団体、景観に対して敏感で影響を強く受ける地元在住で日頃から風車を眺める場所に住む人、各種自然関連施設の利用客から意見を聞いて影響を判断することも重要です。	風力発電事業における環境影響評価において、景観については、垂直見込み角による定量的な評価と、フォトモンタージュ等における定性的な評価が行われるのが一般的であると承知しています。このうち、垂直見込み角については、2018年にNEDOより出された「既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」（2018年、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）に基づく指標のほか、それ以前より使用されていた鉄塔に係る「景観対策ガイドライン（案）」（1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）に基づく指標が存在します。後者の鉄塔に係る指標のほうがより厳しいものとなっていることから、2018年以降も、引き続き、鉄塔に係る指標についても考慮の上、両方の知見を踏まえ予測及び評価を行っています。 なお、風力発電機等の水平見込み角については、垂直見込み角のような指標がない状況です。そのため、定性的な評価とはなりますが、フォトモンタージュの作成により建設前と建設後でどのように見え方が変化するかを明らかとするとともに、

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
		それを準備書や説明会においてお示しすることで、丁寧な説明に努める考えです。
5-11	■累積的影響 近隣には多くの風力発電施設が計画されていますので、鳥類や景観についてこれらの施設との累積的影響についても評価すべきです。	方法書にお示ししたとおり、対象事業実施区域及びその周囲には、複数の稼働中及び計画中の風力発電事業が存在していることから、これらの情報収集に努め、累積的な影響を予測することとしました。
5-12	■地域協議会の設置と情報の公開 環境影響評価の情報を、地域の利害関係者が参加できる開かれた場で共有し、意見を述べる事が可能な協議会を定期的で開催するか、既存の他事業の協議会において報告すべきです。	現時点では、協議会等の設置は予定していません。また、他事業の協議会への参加は想定していません。 環境影響評価図書に係る情報については、今後、環境影響評価手続きに基づく住民説明会等において住民の皆様にご説明させていただきます。

北海道新聞 (2024 年 6 月 11 日 (火) 朝刊 25 面)

環境影響評価方法書の縦覧 及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書(以下、「方法書」と言う。)を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき説明会を開催します。

■事業者の名称 王子クリンリンス株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 小貫裕司
主たる事業所の所在地 東京都中央区銀座四丁目7番5号

■対象事業の名称 稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)
(風力発電(陸上) 64,500kW程度
(定格出力最大4,300kW×最大15基))

■対象事業が実施されるべき区域 北海道稚内市(タツナラシ山)

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道稚内市

■方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所 北海道宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課
稚内市役所 企画総務部エネルギー対策課
稚内市役所 宗谷支所
稚内市役所 沼川支所
稚内市立図書館
縦覧期間及び時間 令和6年6月11日(火)～令和6年7月10日(水)
(各施設の開庁・開館時間に準ずる)

■電子縦覧: <https://www.oj-green.co.jp/business/environmental-assessment/02/>

■説明会の開催
開催場所 稚内市生涯学習総合支援センター(風ぐるわかない)
開催日時 令和6年6月25日(火) 18時30分～20時00分

■意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。
提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、縦覧場所に設置された意見書箱への投函又は左記まで郵送によりご提出下さい。
提出期限 令和6年7月24日(水) ※郵送は当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先
王子クリンリンス株式会社 エネルギー事業部
〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目7番5号
TEL 03-35563-4679 担当 中村(淳)・入江、刈谷

日刊宗谷 (2024 年 6 月 11 日 (火) 朝刊 3 面)

環境影響評価方法書の縦覧 及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書(以下、「方法書」と言う。)を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき説明会を開催します。

■事業者の名称 王子クリンリンス株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 小貫裕司
主たる事業所の所在地 東京都中央区銀座四丁目7番5号

■対象事業の名称 稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)
(風力発電(陸上) 64,500kW程度
(定格出力最大4,300kW×最大15基))

■対象事業が実施されるべき区域 北海道稚内市(タツナラシ山)

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道稚内市

■方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所 北海道宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課
稚内市役所 企画総務部エネルギー対策課
稚内市役所 宗谷支所
稚内市役所 沼川支所
稚内市立図書館
縦覧期間及び時間 令和6年6月11日(火)～令和6年7月10日(水)
(各施設の開庁・開館時間に準ずる)

■電子縦覧: <https://www.oj-green.co.jp/business/environmental-assessment/02/>

■説明会の開催
開催場所 稚内市生涯学習総合支援センター
開催日時 令和6年6月25日(火) 18時30分～20時00分

■意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。
提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、縦覧場所に設置された意見書箱への投函又は左記まで郵送によりご提出下さい。
提出期限 令和6年7月24日(水) ※郵送は当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先
王子クリンリンス株式会社 エネルギー事業部
〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目7番5号
TEL 03-35563-4679 担当 中村(淳)・入江、刈谷

王子グリーンリソース株式会社ホームページにおけるお知らせ



HOME

トップメッセージ

企業理念・ビジョン

会社案内

事業について

ニュースリリース

お知らせ Information

「稚内タツナラシ山ウインドファーム（仮称）」に係る
環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

2024年6月11日

王子グリーンリソース株式会社

当社は、環境影響評価法にもとづき、「稚内タツナラシ山ウインドファーム（仮称）」に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」）を作成し、2024年6月11日付で経済産業大臣に届出しました。

方法書について、下記のとおり公表いたします。

※方法書に掲載される情報（文書、資料、画像、等）に関する著作権は、当社、現著作権者、等の権利者に帰属します。

方法書の縦覧

縦覧場所 ①北海道赤松総合振興局 保健環境部環境生活課

②稚内市役所 企画総務部エネルギー対策課

③稚内市役所 赤松支所

④稚内市役所 沼川支所

⑤稚内市立図書館

縦覧期間 2024年6月11日（火）～7月10日（水）

縦覧時間 各施設の開庁・開館時間に準ずる

インターネットによる閲覧

ホームページからの方法書閲覧は縦覧期間終了後も評価手続きが終了するまで閲覧を継続する予定です。ただしダウンロード・印刷することは出来ません。また当社の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

方法書

表紙・目次 

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 

第2章 対象事業の目的及び内容 

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 自然的状況 

3.2 社会的状況 

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 

第7章 その他環境省令で定める事項 

第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 

資料編 

要約書 

※文書を閲覧するには、Acrobat Readerが必要です(adobe社の公式ホームページから無料で入手可能です)

ご意見の受付

方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、①②のいずれかの方法で意見をお寄せください。

① 観覧場所に備え付けの意見書場への投函(2024年7月24日まで)

② 当社宛に郵送(2024年7月24日まで 当日消印有効)

郵送先

〒104-0061

東京都中央区銀座4丁目7-5

王子グリーンリソース株式会社 エネルギー事業部 宛

意見書の様式

こちらからダウンロード下さい(PDF・WORD)

意見書の記載事項

- ・氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者氏名、および主たる事務所の所在地)
- ・環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含め、日本語で記載してください)

お問い合わせ

ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

王子グリーンリソース株式会社 エネルギー事業部

担当 中村 淳(なかむら じゅん)、入江(いりえ)、荻谷(かりや)

電話 03-3563-4679(平日のみ 午前9時～午後5時)

ページトップ 

北海道ホームページにおけるお知らせ

北海道

北海道トップ

カテゴリから探す

組織から探す

防災情報

Foreign Language

Google 検索

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法100_稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）

法100_稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）

ページ内目次 事業の概要 配慮書 方法書

事業の概要

事業者
王子グリーンリソース株式会社

事業の種類
風力発電所

事業の規模
64,500kW程度

事業実施区域
稚内市

関係市町村
稚内市

カテゴリー

- お知らせ
- 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
 - 入札
 - パブコメ
 - 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
 - 行政情報
 - 環境政策
 - 環境教育
 - 協働・普及啓発
 - 環境影響評価

（ホームページ中略）

方法書

縦覧

公表日

令和6年（2024年）6月11日（火）

縦覧期間

令和6年（2024年）6月11日（火）～令和6年（2024年）7月10日（水）

一般意見提出期限

令和6年（2024年）7月24日（水）※郵送は当日消印有効

縦覧場所

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課
- ・稚内市役所 企画総務部エネルギー対策課
- ・稚内市役所 宗谷支所
- ・稚内市役所 沼川支所
- ・稚内市立図書館

インターネットによる公表

事業者ウェブサイト

（インターネットによる公表期間終了後、上記リンク先は閲覧できなくなります。）

説明会

場所

稚内市生涯学習総合支援センター（風～るわっかない）

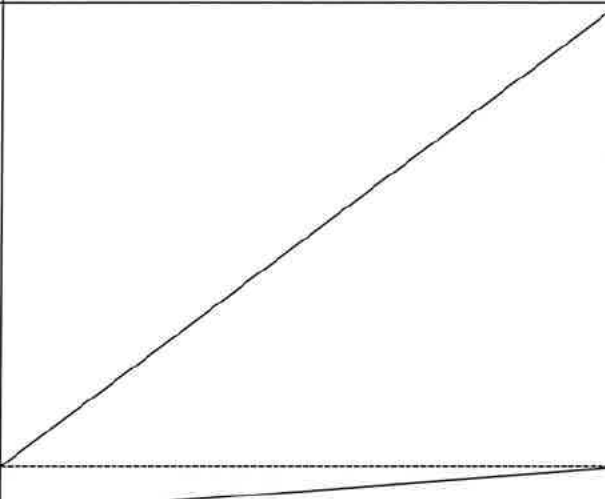
日時

令和6年6月25日（火）
18:30～20:00

- 15 -

[参考資料]

縦覧図書設置状況

	
宗谷総合振興局	稚内市役所 エネルギー対策課
	
稚内市役所 宗谷支所	稚内市役所 沼川支所
	
稚内市立図書館	